

会 議 録 (1)

会議の名称	第 87 回飯能都市計画事業 笠縫土地区画整理審議会
開催日時	令和 4 年 5 月 20 日 (金) 開会 午前 10 時 00 分 閉会 午前 10 時 46 分
開催場所	土地区画整理事務所
議長氏名	森口 隆吉
出席委員	森口 隆吉、藤井 照男、細田 伴次郎、東島 勝巳、 櫻井 紀万、早田 新次、大熊 進一、島崎 稔、篠 克美、 山岸 治夫、松村 慶身、平沼 誠之
欠席委員	島崎 友四郎、有限会社東洋産業
説明者の職氏名	区画整理課長 奥 孝明 工務担当 主幹 吉田 京司 換地補償担当 主幹 坂本 和之
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	建設部長 的板 幹雄 区画整理課長 奥 孝明 換地補償担当 主幹 坂本 和之 主任 石崎 真琴 主事 笠原 翔 主事 荒井 岳 工務担当 主幹 吉田 京司 主任 森下 和則 主任 渡邊 亮平 管理担当 主幹 浅見 洋 主任 吉田 昌弘

会議録（２）

議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会（午前 10 時 00 分）
- 2 あいさつ
 - ・部長
 - ・会長
- 3 議事
 - (1) 仮換地指定について（諮問）
 - ・全員賛成により原案のとおり答申を得た。
 - (2) 仮換地指定の変更について（諮問）
 - ・全員賛成により原案のとおり答申を得た。
- 4 報告
 - (1) 仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について
 - ・資料により説明した。
 - (2) 事業予定について
 - ・資料により説明した。
- 5 その他
- 6 閉会（午前 10 時 46 分）

会議録（３）

発言者	発言内容
管理担当主幹	<p>(開会 午前 10 時 00 分)</p> <p>ただ今から第 87 回笠縫土地区画整理審議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、建設部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
部長	<p>(あいさつ)</p>
管理担当主幹	<p>会長よりごあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
管理担当主幹	<p>議事に移ります。会長に進行をお願いします。</p>
会長	<p>今回の議事録署名委員を指名します。12 番、山岸治夫委員、14 番、松村慶身委員の 2 名を指名したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>12 番、山岸委員、14 番、松村委員の 2 名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次第 3、議事(1)「仮換地指定について」、議事(2)「仮換地指定の変更について」の諮問事項は、関連があるので一括審議としたいと事務局より申し出がありました。</p> <p>一括審議とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議ございませんので、事務局より説明を求めます。</p>
課長	<p>説明の前に諮問書を朗読させていただきます。</p> <p>(諮問書朗読)</p> <p>担当よりご説明いたします。</p>
換地補償担当主幹	<p>換地補償担当坂本と申します。</p> <p>議事(1)「仮換地指定について」ご説明いたします。</p> <p>(資料により説明)</p> <p>3 ページ、全体図をご覧ください。</p> <p>地区の北側、岩沢北部地区との地区界付近、国道 299 号から南へ入った 29 街区及び 31 街区です。</p> <p>建物等の移転及び工事を実施するため指定を行うものです。</p> <p>4 ページをご覧ください。</p>

	<p>29 街区は、従前地大字双柳字下宿 697 番 3、宅地 81.85 m²を 29 街区 16 画地、約 68 m²、従前地大字双柳字下宿 697 番 4、宅地 388.66 m²を 29 街区 15 画地、約 299 m²と 29 街区 17 画地、約 56 m²にそれぞれ指定するものです。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>31 街区は、従前地大字双柳字下宿 697 番 2、宅地 173.02 m²を 31 街区 49 画地、約 156 m²に指定するものです。</p> <p>議事 (2)「仮換地指定の変更について」ご説明いたします。</p> <p>14 ページ、全体図をご覧ください。</p> <p>仮換地指定の変更は、川寺岩沢線南側、167 街区です。</p> <p>周辺の整備が進められているところではありますが、土地所有者の同意により仮換地を変更することで、事業の進捗が図れることから、変更しようとするものです。</p> <p>16 ページをご覧ください。</p> <p>①は、従前地大字笠縫字後際 98 番 6、宅地 130.46 m²を 167 街区 10 画地、約 130 m²、従前地大字笠縫字後際 98 番 11、宅地 1.15 m²を 167 街区 9 画地、約 1 m²であったものを 167 街区 7 画地、約 126 m²と 167 街区 9 画地、約 1 m²に位置、面積、形状を変更し、それぞれ仮換地指定を変更するものです。</p> <p>18 ページをご覧ください。</p> <p>②は、従前地大字川寺字榎戸 454 番 5、宅地 34.00 m²を 167 街区 7 画地、約 128 m²であったものを 167 街区 10 画地、約 131 m²に位置、面積、形状を変更し、仮換地指定を変更するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>質問等ございましたら挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>それでは採決を行います。諮問第 74 号、第 75 号について賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員賛成)</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって諮問第 74 号、第 75 号は、諮問のとおり答申することと決しました。</p> <p>本日予定した諮問事項は以上です。事務局は答申書を作成してください。</p> <p>答申書作成の間、休憩といたします。</p> <p>(休憩 午前 10 時 28 分) (再開 午前 10 時 30 分)</p>
会長	<p>再開します。 答申書を朗読します。</p>

	(答申書第 74 号、75 号の朗読)
会長	本日予定した議事は以上で終了しましたので、事務局に進行をお返しします。
管理担当主幹	<p>次第 4、「報告」です。</p> <p>(1)「仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について」、事務局より説明いたします。</p>
換地補償担当主幹	<p>「仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について」ご説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">(資料により説明)</p> <p>19 ページ、全体図をご覧ください。 大きく分けて 8 箇所です。 資料①、柳原公園東側に位置する 9 街区です。 所有者の土地活用を図るための分割による変更です。 21 ページをご覧ください。 9、22、25 街区につきましては、従前地大字川寺字六道 253 番 1、宅地 1,267.48 m²を 253 番 1、宅地 769.31 m²、253 番 4、宅地 160.16 m²、253 番 5、168.59 m²、253 番 6、169.42 m²に分筆したことにより、仮換地についても同様に 22 街区 1 画地、約 451 m²、25 街区 18 画地、約 270 m²、9 街区 8 画地、約 140 m²、9 街区 9 画地、約 147 m²、9 街区 19 画地、約 148 m²に分割するものです。 23 ページをご覧ください。 資料②、地区の中央、77、86、98 及び 116 街区です。 所有者の土地活用を図るための分割により変更を行うものです。 77、86、98、116 街区は、従前地大字笠縫字榎戸 110 番 25、鉄道用地 251 m²外 9 筆を全体の形状は変えずに分筆したことに伴い、仮換地も同様に 77 街区 7 画地約 197 m²外 10 画地であったものを全体形状は変えずに各々の画地の形状と面積を変え、13 画地に変更するものです。 24 ページをご覧ください。 資料③、双柳岩沢線北側、44 街区になります。 所有者の土地活用を図るための分割により変更を行うものです。 44 街区は、従前地大字笠縫字六道 370 番 3、畑 942 m²を全体の形状は変えずに分筆したことに伴い、仮換地も同様に 44 街区 9 画地、約 667 m²だったものを、全体形状は変えずに各々の画地の形状と面積を変え、7 画地に変更するものです。 25 ページをご覧ください。 資料④、双柳岩沢線沿い北側、46 街区です。 所有者の土地活用を図るための分割により変更を行うものです。 46 街区は、従前地大字笠縫字六道 388 番 3、畑 327 m²を分筆したことに伴い、仮換地も同様に 46 街区 23 画地、約 246 m²であったものを 46 街区 23 画地、120 m²と 46 街区 37 画地、125 m²に変更するものです。 26 ページをご覧ください。</p>

	<p>資料⑤、川寺岩沢線北側、121、127、131、134 街区です。 所有者の土地活用を図るための分割により変更を行うものです。 121、127、131、134 街区は、従前地大字笠縫字加能理 291 番 1 畑 2, 201 m²を分割換地解消のため分筆したことに伴い、仮換地も 127 街区 10 画地、約 317 m²を 291 番 6 の仮換地とし、残る 3 画地、計 1, 258 m²を 291 番 1 の仮換地に変更するものです。 27 ページをご覧ください。 資料⑥、地区の東側、135 街区です。 所有者の土地活用を図るための分割により変更を行うものです。 135 街区は、従前地大字笠縫字新堀 255 番 1、畑 1, 633 m²と 258 番 2、畑 635 m²を全体形状は変えずに分筆したことに伴い、仮換地も全体を変えずに区割りを変え、13 画地に分割し、変更するものです。 28 ページをご覧ください。 資料⑦、川寺岩沢線北側、120 街区です。 こちらは、所有者の土地活用を図るための分割により変更を行うものです。 ⑦の 120 街区は、従前地大字笠縫字榎戸 161 番 1、畑 588 m²を分筆したことに伴い、仮換地も同様に 120 街区 12 画地、約 410 m²と 120 街区 11 画地、38 m²であったものを全体形状は変えずに 3 画地計 448 m²に変更するものです。 30 ページをご覧ください。 資料⑧、川寺岩沢線北側、121、164、177 街区です。 所有者の土地活用を図るための分割により変更を行うものです。 121、164、177 街区は、従前地大字笠縫字加能理 282 番 1、畑 1, 077 m²外 4 筆を全体形状は変えずに分筆したことに伴い、仮換地も同様に 121 街区 13 画地、約 764 m²外 6 画地であったものを全体形状は変えずに各々の画地の形状と面積を変え、10 画地に変更するものです。 説明は以上です。</p>
管理担当主幹	質問等ございましたら挙手願います。
委員	仮換地指定及び換地設計の軽微な変更ということでご説明いただきましたが、報告のみで、承認する等の手続きは必要ない事項ということでしょうか。もう 1 点、167 街区は分割前後の図面上に変更がないようですが説明をお願いします。
課長	他の権利者に影響がない 1 所有者の画地内での分割ですので、軽微な変更として事後報告とさせていただきます。
換地補償担当主幹	167 街区は分筆により従前地の地番に枝番がついたもので、形状等には変更はありません。
管理担当主幹	他にございますか。 (なしの声あり)

管理担当主幹

次に、(2)「事業予定について」、事務局よりご説明いたします。

工務担当主幹

工務担当吉田と申します。今年度の事業予定をご説明させていただきます。

(資料により説明)

画面には、事業箇所図を写していますが、お手元の資料と同じものです。

図面上側が北方向を示し、図の東西方向に、北側に国道 299 号、中央部に西武池袋線のレイアウトとなっています。

青丸で示す箇所は、今年度、建物移転を進める箇所で、三棟を予定しています。

赤色で着色された箇所は工事箇所で、それぞれの箇所の主な路線名を示しています。また、道路新設部などは上水道や下水道を道路整備にあわせて整備しますが、ここでは下水道整備予定箇所のみを表示しています。

①、区 6-9 号線からご説明いたします。

この路線は、東西方向はすでに側溝整備済みであり、南北方向が新たに道路形態を築造するもので、あわせて上下水道の整備をする予定であり、アスファルト舗装までの完成形で整備します。

現場写真をご覧ください。

東側から見たものです。南北方向道路の交差点付近です。

続いて、南北方向道路を北側から見たものです。

建物移転等が完了しており、奥に見えるのが接続先の道路です。

続きまして、②、6-19 号線です。

公園予定地の北側の道路築造とあわせて下水道の整備を予定しています。道路施設については、道路両側に道路側溝と雨水浸透施設を整備し、砕石舗装仕上げを予定しています。

現場写真をご覧ください。

北側から見たものです。

現状で道路の形態ができていますが、写真右側の構造物から 6 メートルが道路敷地となります。奥に見える鉄塔の左側が交差点の位置となります。

東側から見たものです。

現状で道路の形態が途中までできており、奥に見える鉄塔付近が交差点の位置となります。道路の左側は公園予定地で、道路工事とあわせて粗造成を行います。

続きまして、③、区 6-68 号線です。

西武池袋線の南側に沿った路線です。

建物移転等の完了にあわせて道路を整備するものです。下水道は整備済みであり、一部区間で上水道工事をあわせて整備します。

道路施設については、両側に道路側溝、アスファルト舗装までの完成形で仕上げます。

現場写真をご覧ください。

左側が北方向、西武池袋線で、工事箇所のほぼ中央部から東側を望

	<p>むものです。</p> <p>写真中央の更地が移転完了箇所です。</p> <p>続いて、東側から見たものです。</p> <p>奥に見える白い柵が西武池袋線の踏切で、踏切脇の歩行者専用道路までが6メートルの道路でつながります。</p> <p>続きまして、区6-101号線です。</p> <p>農協東側の区画道路において、道路両側に側溝を整備します。</p> <p>写真をご覧ください。</p> <p>西側からみたところでは、</p> <p>現状では道路築造はすでに完了している箇所、雨水排水や路面状況が改善されます。</p> <p>工事箇所中央付近から、南側を見たところでは、</p> <p>奥に見える、元加治駅につながる市道1-7号線までが工事区間となります。</p> <p>続きまして、下水道の整備状況です。図面の黒色が下水道計画を示し、整備完了の管路にそれぞれ着色をしており、黄色着色部が接続可能な範囲となります。整備率は笠縫地区で91.56%、約92%が整備済みです。</p> <p>説明は以上です。</p>
管理担当主幹	<p>質問等ございましたら挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
管理担当主幹	<p>次第5、「その他」ですが、事務局からごさいませんが、委員の皆様からございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
管理担当主幹 課長	<p>閉会にあたり、区画整理課長よりごあいさつを申し上げます。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>(閉会 午前10時46分)</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____